

令和5年度

教育・保育施設利用のしおり



令和4年12月発行

平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育施設の利用にあたり、教育・保育の必要性や保育の必要量に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

1. 「支給認定」の区分について

○支給認定は、「1号認定」「2号認定」「3号認定」に分けられます。

区 分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	3歳以上の就学前の子どもで「教育」のみを希望する子ども	もりやまこども園（幼稚園）
2号認定	3歳以上で保護者の労働や疾病などにより保育が必要な子ども	もりやまこども園（本園・保育） 大川分園
3号認定	3歳未満で保護者の労働や疾病などにより保育が必要な子ども	もりやまこども園（本園・保育） 大川分園

※支給認定後に世帯の状況などが変更になった場合は、支給認定変更申請書の提出が必要になります。

※3号認定の子どもが満3歳になった場合、町が職権で2号認定に変更します。

2. 保育必要量の区分について ※2号認定・3号認定に限ります。

区 分	要 件	利用できる時間
保育標準時間	就労、介護、就学（月120時間以上）、疾病（障害含む）、妊娠および出産、災害復旧やDVなど	原則保育8時間 （利用可能11時間）
保育短時間	就労、介護、就学（1日4時間以上で月120時間未満）、求職活動や短時間保育を希望する者、育児休業にかかる継続入所など	原則保育8時間 （利用可能8時間（※））

※保育短時間の利用可能な8時間については、もりやまこども園で設定します。

なお、保育を必要と判断する下限は

「労働などが月64時間以上（1日4時間・週4日以上）」です



3. 保育事由（保育施設等に入所できる基準）

○保育施設等に入所するときは、次の基準を満たしていることが必要です。

事由項目	保護者の状況	必要な書類（提出が必要です）
就労	保護者が日中労働などで保育することができない場合	就労証明書（父・母・他）
妊娠・出産	母親が出産前後の場合（産前産後各8週）	母子健康手帳の写し
疾病・障害	保護者が病気療養中などの場合	診断書または障害者（療育）手帳
介護	常時介護を要する場合	診断書または介護保険証等
災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧にあっている場合	罹災証明書
求職活動	就労を希望して求職活動をする場合	求職活動現況届等
就学	保護者が日中就学などで保育することができない場合	在学証明書または受講決定通知等
DV等	特別の支援が必要と判断された場合	関係機関の意見書または証明書
育児継続	育児休業を取得後、継続して保育が必要と認められた場合	継続入所申出書と就労証明書

※その他の理由で保育が必要な場合は申し出願います。

※診断書は保育が困難な状況等・疾病名・期間の記載がされたものを提出ください。

4. 教育・保育施設等への申し込み（手続きの『流れ』）

○1号認定（新規）の場合は「施設型給付費等に関する支給認定申請書（兼特定教育・保育施設等利用申込書）」をもりやまこども園に提出します。

○2・3号認定の場合は「施設型給付費等に関する支給認定申請書（兼特定教育・保育施設等利用申込書）」と保育事由を証明する書類（上の一覧に記載している「必要な書類」をいいます）を役場窓口に提出します。

○すでに認定を受けている2・3号認定（継続）の場合は「特定教育・保育施設等利用申込書（兼現況届）」と保育事由を証明する書類（上の一覧に記載している「必要な書類」をいいます）を役場窓口に提出します。

5. 教育・保育施設等への「仮」申し込み（出産前）

現在妊娠中で、産休・育児休暇取得後に「年度内」に職場復帰する場合は次の書類を提出願います。

○「施設型給付費等に関する支給認定申請書（兼特定教育・保育施設等利用申込書）」（仮申込書）

○母親の就労証明書（産休・育児休暇の期間などが記載されたもの）

○申し込み期日をご確認願います。

受付期間	令和5年1月6日（金）から1月13日（金） (土日祝日をのぞく)
受付時間	午後0時30分から午後5時30分まで

申請の際に、個人番号（マイナンバー）を提供していただきますが、番号確認・本人確認ができる書類等をご持参願います。

6. 保育料（利用者負担額）・副食費の算定に必要な書類について

- 保育料・副食費は、父母の町民税所得割額の「合算」で算定します。
- 世帯の状況によっては同居の「祖父母等」の税額で算定する場合があるのでご注意願います。
- 8月までは令和4年度の町民税額で算定し、9月以降は令和5年度の町民税額で算定します。
- 町民税の額は、調整控除を除いた「配当控除、住宅借入金等特別控除等」を受ける前の税額です。
- 町民税所得割額 77,101 円未満のひとり親、障害者世帯等については、保育料が減額されます。

◎世帯内に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、または特別児童扶養手当の受給者がいる場合は、手帳などの写しを提出してください。

※障害のある方と別世帯となった場合や、同一世帯の方が新たに身体障害者手帳等の交付を受けた場合などは、保育料が変更となる場合がありますので、役場健康福祉課まで連絡願います。

◎所得課税証明書について

<父母ともに住所が五城目町の場合>

利用申し込み時に所得・課税調査に同意していれば、提出書類はありません。ただし、所得の申告をしていない場合は税額等が確認できないため、申告が必要になります。

<住所が五城目町以外の場合>

次の書類を提出願います。

「令和4年度所得課税証明書」 前期算定用

「令和5年度所得課税証明書」 後期算定用

※取得方法は1月1日の住所地の市町村にお問い合わせください。令和5年度分は、おおむね6月中旬ごろ取得できます。

7. 利用調整について ※2号認定・3号認定に限ります。

利用調整（審査）は、保育を必要とする「優先度」を基準に、指数の高いほうから順に入所決定します。



8. 入所期間について

- 1号認定と2号認定の子どもの入所期間は小学校入学前までです。
- 3号認定子どもの入所期間は、基本的には産後3ヶ月以降から満3歳に達する前日までです。

※ただし、3号認定の子どもが満3歳になった場合、町が職権で2号認定に変更します。

- 求職活動中は、3ヶ月間の期限付き入所となります。

※ 期限内に就労証明書の提出がない場合は「退所」となるのでご注意ください。

※ 同年度内に再度求職活動を理由とした入所はできません。

- 出産のための入所は、出産予定日から「産前産後8週間」の期限付き入所となります。

- 年度をまたいで入所を希望する場合は施設利用申し込みの際に面接などで現況確認を行います。

- 転出する場合は、「転出日の前日」までの入所となります。

- 入所基準にあたらなくなった場合は「退所」となります。

- 入所期間途中で退所する場合は、事前に「退所届」を提出願います。



9. 育児休業にかかる「継続入所」について ※2号認定・3号認定に限ります。

出産にともない、育児休暇を取得した場合、育児休暇期間中は保育をすることができるとみなされます。そのため、そのときに入所しているお子さんは原則「退所」となります。ただし、次による場合は継続して入所することができます。

- 1 入所中のお子さんの措置年齢が「4～5歳」の場合
- 2 育児休暇が生まれたお子さんの1歳の誕生日前日までで継続入所が必要と認められるとき

※出産後、1カ月以内に下に記載された「継続入所に必要な書類」を提出願います。

※※※ 継続入所に必要な書類は次のとおりです ※※※

- 教育・保育給付支給認定変更申請書
- 育児休業に係る継続入所申出書
- 母の就労証明書（産休・育児休暇の期間などが記載されたもの）

10. 届出内容の変更について

お子さんが入所中に家庭の状況、勤務先、税額などに変更がありましたら連絡をお願いいたします。とくに、家庭の状況や税額に変更があった場合は保育料が変わることがあります。

1 1. 保育料・副食費の軽減について

子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する「すこやか子育て支援制度」等により階層に応じて補助が受けられます。また、教育・保育施設をきょうだいで利用する場合も保育料の軽減が受けられます。

1 2. その他

入園説明会や、身体測定、保育料の引き落とし口座の確認などは、もりやまこども園より後日連絡があります。

◆問い合わせ先◆

○役場健康福祉課 ☎（８５２）５１２８

○もりやまこども園 ☎（８５２）３８０５